

2025年度（第28回）宮城県ジュニアゴルフ選手権競技

男女11歳以下の部

ローカルルールと競技の条件

日時：2025年5月6日

場所：仙台カントリー倶楽部

標記競技にはR&AとUSGAが制定したゴルフ規則と、以下のローカルルールと競技会場で宮城県ゴルフ連盟が追加または修正したローカルルールが適用されます。下記に規定されているローカルルールの全文については、2023年1月施行のゴルフ規則のオフィシャルガイド（www.jga.or.jpに掲載）とR&Aによって4半期ごとに更新される詳説（www.jga.or.jpに掲載）をご参照下さい。

別途規定されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は一般の罰（ストロークプレーでは2罰打）。

1. アウトオブバウンズ（規則18.2）

- (1) アウトオブバウンズは白杭・白線、縞杭（黄と黒）表示された杭のコース側の地表レベルで結んだ線によって定められる。
- (2) 球がアウトオブバウンズとして定義された道路を横切ってその道路を越えて止まった場合、その球はコース上の別の部分に止まっていたとしても、アウトオブバウンズとなる。
- (3) 球が現にプレーするホールの縞杭（黒と黄）を結ぶ線を越えて他のホールに止まった場合はアウトオブバウンズとする

2. ペナルティーエリア（規則17）

- (1) ペナルティーエリアはレッドペナルティーエリアとし、赤線と赤杭をもってその限界を標示する。

3. 異常なコース状態（動かさない障害物を含む）（規則16）

(1) 修理地

- ① 青杭を立て白線で完全に囲まれている区域
- ② レフェリーが異常であるとみなした地面の損傷箇所（例：車両の移動による損傷）。
- ③ 張芝の継ぎ目；ローカルルールひな型F-7を適用する。

(2) 動かさない障害物

- ① 動かさない障害物と白線で結んだ区域は1つの異常なコース状態として扱う。
- ② U字排水溝はジェネラルエリアの動かさない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない（ただし、ペナルティーエリアとしてマーキングされている区域の中にあるU字排水溝を除く）。
- ③ 人工の表面を持つ道路に隣接しているU字排水溝はその道路の一部として扱う。
- ④ 電磁誘導カートの2本のレールは、その2本の全幅をもって1つのカート道路とみなす。このカート道路によってプレーヤーのスタンスや意図するスイング区域に対して障害が生じる場合、あるがままの状態プレーするか、規則16.1bに基づく救済を受けるかどうかはプレーヤーの選択である。一方、球がカート道路にある場合はあるがままの状態プレーすることはできず、プレーヤーは規則16.1bに基づく救済を受けなければならない。こ

の場合、球のライだけでなく、スタンスや意図するスイング区域も含めて救済を受けなければならない。

4. 不可分な物

次の物は罰なしの救済が認められない不可分な物となる。

- (1) 樹木や恒久的なものに密着しているワイヤ、ケーブル、巻物やその他の物。
- (2) ペナルティーエリア内の人工の擁壁や枕木。

5. 恒久的な送電線

ローカルルールひな型 E-11 を適用し、次の通りに修正される：

プレイヤーの球がインバウンズの送電線に当たったことが分かっているか、事実上確実な場合、プレイヤーは元の球か別の球をそのストロークを行った箇所からプレーすることにより、そのストロークを再プレーしなければならない(規則 14.6 参照)。

プレイヤーがそのストロークを再プレーしたが、誤所からプレーした場合、プレイヤーは規則 14.7 に基づいて一般の罰を受ける。

プレイヤーがそのストロークを再プレーしなかった場合、プレイヤーは一般の罰を受け、そのストロークをカウントするが、誤所からプレーしたことにはならない。」

6. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物

ローカルルールひな型 F-5.1 は適用するが、第2段落に下記を追記する。

このローカルルールは球と障害物の両方がフェアウェイの芝の長さかそれ以下に刈ってあるジェネラルエリアの部分にある場合にだけ適用する。

7. 防球ネット (ローカルルールひな型 F-25)

No.7・No.8・No.16 の防球ネットから規則 16.1b の救済を受ける場合、その完全な救済のニヤレストポイントは、その防球ネットの上を越えたり、中や下を通さずに決めなければならない

8. クラブと球の仕様

- (1) 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型 G-1 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格

- (2) 溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型 G-2 を適用する。

このローカルルールに違反するクラブでストロークを行ったことに対する罰一失格

- (3) 適合球リスト：ローカルルールひな型 G-3 を適用する。

このローカルルールの違反に対する罰一失格

- (4) 壊れた、または著しく損傷したクラブの取り換え：ローカルルールひな型 G-9 を適用する。

9. プレーの中断 (規則 5.7)

プレーの中断と再開には次の合図が使われる。

危険な状況のため即時中断：1 回の長いサイレン

通常の中断：3 回の連続するサイレン

プレー再開：2 回の短いサイレン

注：危険な状況のためにプレーが中断された場合、すべての練習区域も直ちに閉鎖される。プレイヤーがこの閉鎖を無視して練習した場合は懲罰的な措置をとることになる (委員会の措置 5I)

10. 練習

- (1) ホールとホール間の練習 (規則 5.5b)

規則 5.5b を次の通り修正する：

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- 終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、
- 終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。

11. 最大スコア

本競技は最大スコアを採用する

最大スコアはそのホールのパーの2倍とする

12. キャディー（ローカルルールひな型 H-1.2）

- ・ 正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。このローカルルールの違反の罰：

そのプレーヤーはそうしたキャディーに援助してもらったその各ホールに対して一般の罰を受ける。違反がホールとホールの間で起きたり、ホールとホールの間まで続く場合、プレーヤーは次のホールで一般の罰を受ける。

*なおプレー形式は共用のキャディーとなります。

13. スコアカードの提出

プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの体全体が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーはスコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

14. タイの決定

タイの決定方法は各競技の競技規定に定められるか、宮城県ゴルフ連盟により会場で公表される。

15. 競技の結果－競技の終了時点

競技の結果はホームページに成績が表示された時点をもってその競技は終了となる。

16. 行動規範

プレーヤーまたはそのキャディーにエチケット違反、または非行があった場合には、委員会は警告、制裁を課すことがある。また、重大な非行があった場合には規則 1.2a に基づいて失格とする場合がある。

行動規範の違反となる行動の例

- ・ コースの保護をしない（例えば、バンカーをならさない、ディボットを元に戻さないなど）
- ・ 受け入れられない言動をする
- ・ クラブやコースを乱暴に扱う（クラブを投げたりコースを損傷させる）
- ・ 他のプレーヤー、競技委員、大会関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる
- ・ ドレスコードに従わない
- ・ その他ゴルファーとして相応しくない態度
- ・ 認められていない場所での喫煙、飲酒
- ・ 主催者が要請するに従わない

行動規範の違反の罰

- ・ 行動規範の最初の違反－レフェリーからの警告、あるいは競技委員会による制裁

- 2 回目の違反－1 罰打
- 3 回目の違反－2 罰打
- 4 回目の違反や重大な非行－失格

宮城県ゴルフ連盟

お 知 ら せ

1. 指 定 練 習 日 : 5 月 4 日 (日) ・ 5 月 5 日 (月) の うち 2 日 間 は 会 員 並 み 扱 い と す る 。 予 約 は 選 手 が 直 接 行 な う こ と 。 但 し 、 5 月 5 日 (月) の 最 終 ス タ ー ト は 14 : 00 と す る 。
 2. 組 合 せ : 組 合 せ 表 に て 確 認 願 い ま す
スタート時刻 : 8 : 00 スタート
 3. 開 場 時 間 : 6 : 30 フロントでサイン願います。
 4. 練 習 場 : 練 習 場 は 指 定 練 習 場 に て 行 い 、 打 撃 練 習 場 に お い て は 、 備 え 付 け の 球 を 使 用 し 、 ス タ ー ト 前 の 練 習 は 1 人 25 個 (300 円) を 限 度 と す る 。
 5. 軽 食 : 軽食の提供はいたしません。
 6. 表 彰 式 : 入 賞 者 に 対 し 、 賞 の 授 与 を し ま す
 7. ギャラリー : スタート及び最終ホール周辺での観戦が可能です。
 8. ゴルフ利用税 : 18 歳 未 満 及 び 70 歳 以 上 の 選 手 の 方 は 、 ゴ ル フ 利 用 税 が 免 税 と な り ま す 。 証 明 書 を 持 参 の う え 、 フ ロ ン ト へ 提 示 願 い ま す 。
 9. 携 帯 電 話 の 利 用 : プ レ ー ヤ ー ズ 版 規 則 書 が ア プ リ に 変 更 と な っ た た め 、 競 技 中 に ア プ リ を 使 用 す る 場 合 は 、 携 帯 電 話 の 使 用 を 認 め ま す 。
 - 10 喫 煙 場 所 : コ ー ス 内 ・ ク ラ ブ ハ ウ ス 内 は 全 面 禁 煙 と な り ま す
喫煙場所は玄関横、マスター室前、コース売店
 - 11 そ の 他 : 大 会 成 績 等 閲 覧 は ホ ー ム ペ ー ジ (<http://www.tga.gr.jp>) を ご 利 用 願 い ま す 。
 - 12 欠 場 連 絡 方 法 : 宮 城 県 ゴ ル フ 連 盟 事 務 局 宛 (022-225-8297) 大 会 期 間 中 は 開 催 コ ー ス (022-384-8072) に FAX で 送 付 す る こ と 。
- 電話やフロント等へ口頭での申し出は認めない。
- 無断欠場による競技失格の罰が課された者については、その事情を考慮したうえで、最大で翌年 12 月末までの当連盟主催競技の出場停止処分を科すことがある。

宮城県ゴルフ連盟